

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは

個人が、<u>健康診査などの一定の取組(★1)</u>をおこなった上で、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために<u>スイッチOTC医薬品(★2)を購入</u>した場合、その総額が 12,000 円を超えるときは、税の確定申告の際、超える部分の金額を確定申告対象年中の総所得額から控除することができます(上限:88,000円)。

これは平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間の医療費控除の特別措置で、従来からある医療費控除との併用はできません。

- ★1 一定の取組とは、次のことが該当します。なお、確定申告をする人がいずれか をおこなっている必要があります。
 - (1)市(区)町村や健康保険組合が実施する健康診査
 - ②市区町村が健康増進事業として行う健康診査
 - ③予防接種(定期接種やインフルエンザ)
 - 4)勤務先で実施する定期健康診断
 - ⑤特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
 - ⑥市町村が健康増進事業として実施するがん検診
- ★2 スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品) から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品をいいます。 セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。 スイッチ OTC 医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

例 申告の対象となる年に、健康診査を受診するとともに、スイッチOTC 医薬品を計20,000 円購入した場合、20,000 円-12,000 円= 8,000 円を控除できます。

これにより、所得税額が減額されます。(減額される額は総所得額により変わります。)

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには?

令和 3 年分以後のセルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書を令和 4 年 1 月 1 日以後に提出する場合は、次の(1)の書類を確定申告書に添付してください。

また、令和2年分以前のセルフメディケーション税制の適用に関する事項を 記載した確定申告書を提出する場合は、次の(1)の書類に加え、(2)の書類を確 定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示してください。

- (1) セルフメディケーション税制の明細書
- (2) セルフメディケーション税制の適用を受ける方がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類(①氏名、②取組を行った年③取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。)
- ※1 上記(1)は、記入内容を確認するため、確定申告期限等から 5 年を経過する日までの間、税務署から特定一般用医薬品等購入費の領収書の提示又は提出を求める場合があります。
- ※2 上記(1)は、経過措置として、平成 29 年分から令和元年分までの確定申告については、明細書を確定申告書に添付せず、領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することによることもできます。
- ※3 上記(2)は、令和 3 年分以後のセルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書を令和 4 年 1 月 1 日以後に提出する場合に、確定申告書への添付又は提示は不要ですが、確定申告期限等から 5 年を経過する日までの間、税務署から提示又は提出を求める場合があります。
- ◆国税庁 HP「セルフメディケーション税制の適用を受けるための要件」より https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm
- (2)の書類について、神奈川県後期高齢者医療の被保険者で、市(区)町村で実施している健康診査を受診した場合、領収書は発行されず、結果通知表にも保険者である神奈川県後期高齢者医療広域連合名が明示されないため、神奈川県後期高齢者医療広域連合で発行する証明書が必要となります。
- つきましては、この証明書を必要とされるかたは、次のとおり申請してください。
 - ① 市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にある「証明依頼書」に必要事項を

- ご記入のうえ、健康診査の結果通知表をお持ちになり、窓口にご提出ください。
- ②健康診査を受診されたことを確認後、ご本人あてに本広域連合から証明書を郵送します。
- ※証明依頼書が市(区)町村から本広域連合へ転送されたのち郵送いたしますので、 ある程度時間がかかります。必要な方はお早めに申請願います。

問い合わせ先

神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課 審査係 電話 045-440-6700(代表)

確定申告に関わることは、お住まいの地域の税務署にお問い合わせください。

令和3年12月 神奈川県後期高齢者医療広域連合